

手続き編

教えてくれた人
小島幸保さん



弁護士。小島法律事務所代表。離婚、子どもの親権・監護権に関する紛争、相続、契約関係を中心に取り扱う。TV出演他、メディアでも活躍中。

子どもの養子縁組について 家族でじっくり検討することが必要

女性が子連れで再婚し姓が変わつても、子どもの姓はそのままでは変わらない。子の入籍届を出すか養子縁組をするかを夫と話し合う必要がある。「入籍の届け出のためには家庭裁判所の「子の氏の変更許可」が必要ですが、入籍届だけでは法的な親子関係は成立しません。法的に父子となるには養子縁組が必要です」。養子縁組届は婚姻届と同様に市区町村へ提出する。これにより、父子間に相続関係や扶養義務が生じる。「子どもの姓を変えるタイミングや気持ちなども考慮し、慎重に検討しましょう。なお、離婚後も子が実父の健康保険に入している場合は異動手続きが必要で、結果的に、実父に再婚の事実を伝えることになるかもしれません。また、養子縁組をすれば、原則として、実父の養育費の支払い義務はなくなるか、少なくとも減額されると考えられます」。

